

コミュニティびすけつと規則

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は「コミュニティびすけつと」という。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を佐賀県鳥栖市養父町 35-1 コーポヒロ103号室に置く。

(目的)

第3条 この団体は、地域に生活する住民誰もが気軽に集い、楽しく交流する場を提供する、地域に密着した地域福祉活動を目的とする。地域に根ざした福祉活動を推進し、地域活性化を目指す。

(営利を目的としない活動の種類)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するために、次の種類の営利を目的としない活動を行う。

- (1) 安心安全な食の提供
- (2) 地域活性化の推進を図る活動
- (3) 地域住民交流(居場所づくり)の推進を図る活動
- (4) 地域貢献活動

第2章 スタッフ

(種別)

第5条 この団体のスタッフは、次の2種類とする。

- (1) びすけつとスタッフ ワーカーズびすけつとに所属し、目的に賛同し共に活動する個人。
- (2) ボランティアスタッフ この団体の目的に賛同し、共に活動する個人。

(入会)

第6条 スタッフの入会について、特に条件は定めない。

(スタッフの資格の喪失)

第7条 スタッフが、各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

第3章 運営会議

(議会の構成)

第8条

- (1) 議会は、この団体の意思決定機関であって、びすけつとスタッフ(オブザーバー、アドバイザー含む)を持って構成する。
- (2) 議会は、毎月1回の定例会議と臨時会議とする。

(議会の権能)

第9条 議会は、この団体の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 規則の変更
- (2) 事業計画及び予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 業務担当者の選任又は解任
- (5) 出資金の額

(6)スタッフの入退会

(7)その他の団体の運営に関する重要事項

第4章 会計

(事業計画、予算及び決算)

第10条

- (1) この団体の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに会計担当が作成し、議会の議決を経て定める。
- (2) この団体の事業報告書、活動計算書、決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会計担当が作成し、議会において確認を経なければならない。
- (3) 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第11条 この団体の活動年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 規則の変更、解散および合併

(規則の変更)

第12条 この団体が規則を変更しようとするときは、在籍しているびすけっとスタッフの4分の3以上の多数による議決を経て決定する。

1 この規則は、この団体の成立の日から施行する。

2 この団体の設立当初(2017年5月)のびすけっとスタッフは、次に掲げる者とする。

代表	光安 奈保美
運営・広報	桑野 由紀子
衛生管理責任者	飯田 美紀
運営	尾家 五月
運営	長江 優子
アドバイザー	中村 公子

3 この団体の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

会費	びすけっとスタッフ	1,000円
	ボランティアスタッフ	任意